

児童扶養手当返還金等に係る訴訟の提起について

上記の議案を提出する。

令和5年(2023年)11月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

児童扶養手当返還金等に係る訴訟の提起について

次のとおり訴えを提起する。

1 訴訟当事者

原告 町田市森野二丁目2番22号

町田市

被告

2 訴訟の目的

児童扶養手当及び児童手当を受給していた者に対し、不当に受給した手当額528,070円の返還を求める。

3 事件概要

被告は、2017年1月から同年7月までの間、児童扶養手当を受給していたが、2017年3月21日付けで、2016年3月31日に遡及して障害補償年金の支給決定を受けたため、当該手当の受給資格を喪失した。この旨の届出が2017年9月4日になされたため、受給開始当初に遡って資格を取り消した結果、受給した児童扶養手当全額の408,070円が不当利得にあたり、返還が必要となった。

また、被告は、2015年6月から2020年5月までの間、児童手当を受給していたが、2020年12月3日に、子2人について、2019年8月6日に遡及して転出の届出がなされたため、当該手当の受給資格を喪失した。その結果、2019年9月から2020年5月までの間に受給した児童手当180,000円が不当利得にあたり、返還が必要となった。

これらのうち、2022年10月から2023年2月までの間に児童扶養手当6

0,000円の返還を受けた。

しかし、その後、納付が滞ったため、納付交渉を続けたが、いまだに528,070円の返還がないことから、訴訟を提起するものである。